

泉佐野市建設工事の中間前金払に関する事務取扱要領

（趣 旨）

第1条 この要領は、泉佐野市契約規則（平成12年8月29日泉佐野市規則第23号）第46条第2項の規定に基づく中間前金払の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 中間前金払は、1件の当初契約金額が130万円を超える、契約当初の前金払が行われている工事を対象とする。

（中間前金払の要件）

第3条 中間前金払は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に実施することができるものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

（中間前金払の割合）

第4条 中間前金払は、契約金額の10分の2を超えない範囲を限度とする。ただし、中間前金払を実施した後の前払金の合計額が契約金額（変更契約がある場合は、変更後の契約金額）の10分の6を超えてはならない。また、1万円未満は切り捨てる。

（部分払との併用の禁止）

第5条 中間前金払の対象となる工事については、部分払と中間前金払のいずれを請求するかは、受注者が選択できるものとする。ただし、債務負担行為に係る契約分の最終年度以外の年度を除き、中間前金払を請求した後は、部分払の請求はできないものとする。また、部分払を請求した後は、中間前金払を請求できないものとする。

（債務負担行為に係る特例）

第6条 受注者は、債務負担行為に係る契約分については、各会計年度の出来高予定額を対象として中間前金払の請求をすることができる。

また、この場合において、当該契約が債務負担行為に係るものであるときは、第3条の「工期」を「当該会計年度の工事実施期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」を「工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該工事」を「既に行われた当該会計年度における工事」と、「契約金額の額の2分の1以上の額」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額の2分の1以上の額」と読み替えるものとする。

（中間前金払の認定請求）

第7条 中間前金払を請求しようとする受注者は、中間前金払に係る認定請求書（様式第1号）に工事履行報告書（様式第2号）、その他市長が必要として指示する書類（以下「提出書類」と

いう。)を添えて、市長へ提出しなければならない。

(中間前金払の認定)

第8条 市長は、提出書類等に基づき、次の各号に留意の上、受注者が第3条に掲げる要件を満たしていることを確認するものとする。

- (1) 出来高は、認定の請求があった時点におけるものとして、工事履行報告書により確認するものとする。
- (2) 工事現場に搬入された検査済みの工事材料があるときは、これに相応する請負代金相当額を出来高に含めることができるものとする。
- (3) 設計図書の変更指示により、新規工種等の追加指示が文書で行われている場合は、これに係る契約書の変更がされていないときであっても、当該新規工種等の出来高を認定対象とすることができるものとする。この場合において、受注者は、工事履行報告書に当該新規工種等の出来高を適切に記載するものとする。

2 市長は、工事履行報告書に記載された出来高の数値等に疑義がある場合には、これに係る資料の提示を受注者に求めることができる。

3 市長は、認定の請求があったときは、受注者から提出された工事履行報告書又は疑義があるとして求めたその他資料について、内容の不備若しくは提出の遅滞があった場合又は連休期間前その他特別の事情がある場合を除き、当該請求を受けた日から7日以内に、第1項による確認の結果を中間前金払に係る認定調書(様式第3号)によって受注者に通知するものとする。

(中間前金払の請求等)

第9条 中間前金払を行うことについて認定を受けた受注者が、中間前金払を請求しようとするときは、保証事業会社の中間前払金保証証書の原本を添えて、中間前払金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受理した日から30日以内に中間前金払がされるよう手続きをしなければならない。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。